

## 重要事項説明書（医療保険）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 アイデル
主たる事務所の所在地	奈良県大和高田市西坊城51-1
法人種別	株式会社
代表者名	吉川 景一郎
設立年月日	2012年1月27日
電話番号	0745-43-5210
ホームページアドレス	<a href="http://www.aidel.co.jp">http://www.aidel.co.jp</a>

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	アイデルリハビリ訪問看護ステーション
指定番号	奈良県 2960890156号
所在地	奈良県大和高田市西坊城51-1
電話番号	0745-43-7180
開設年月日	2012年8月1日
管理者の氏名	竹村 民江
サービス提供地域	大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、広陵町、その他応談

### 3. 事業の目的と運営方針

<p>&lt;理念&gt;</p> <p>私たちは、利用者にいつも優しく、生活の質の確保に資する見地から在宅利用者に最良の訪問看護サービスを提供します。また、心身の機能の保持、増進、快復をはかり、疾病や障害による影響を最小限にとどめ、家庭における療養生活を支援します。</p>
<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の心身の苦痛や障害の軽減のために行動し、利用者および家族が必要とする質の高い看護を適切かつ安全に提供します。</li><li>2. 疾病をもちながら在宅療養する利用者と看護を提供する看護職は共に生きる人間として同等であることを念頭におき、人権を尊重し懇切丁寧を旨といたします。</li><li>3. 地域との結びつきを重視し、他の保健・医療または福祉サービスと共存共栄して事業が展開できるように努めます。</li><li>4. 利用者の生活の質の向上とともに経済的効率を考慮し、常に研究的姿勢に努めます。</li><li>5. 訪問看護が地域社会において評価されるよう自己研鑽に努めます。</li></ol>

#### 4. ご利用事業所の職員体制

事業所の職種、従業員数	勤務の体制
看護師 5名	常勤4名、非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
理学療法士 4名	常勤1名、非常勤3名 昼勤（午前9時～午後17時）
作業療法士 5名	常勤4名、非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
言語聴覚士 1名	常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
事務員 1名	非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）

#### 5. 営業時間

営業日	月、火、水、木、金
営業時間	8時30分～17時30分

#### 6. 提供するサービス内容 医療保険、自費による訪問看護サービス。

##### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	医師の指示に基づき、利用者（利用者家族）の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察とアドバイス。生活指導 ② 日常生活の支援（食事・排泄・身体の清潔への援助） ③ 認知症介護の相談 ④ 理学療法士等によるリハビリテーション ⑤ 家族への介護指導、支援、相談 ⑥ 医師の指示による医療処置 医療機器の管理 ⑦ ターミナルケア

（訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。その場合は看護職員が定期的に訪問します。）

##### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用料

- (1) 医療保険の適用を受けるサービス（各人に適応される負担割合に準ずる。）
- (2) その他の費用（全額自己負担）  
があります。

(1) 医療保険の適用を受けるサービス \*各人における負担割合に準ずる。

	訪問看護費
訪問看護基本療養費（1日1回につき）	週3日まで 5550円 週4日以降 6550円
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日 7670円 2日目以降 3000円
早朝・夜間訪問看護加算	2,100円/1回
深夜訪問看護加算	4,200円/1回

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

加算項目		単位	
24時間対応体制加算（1月につき）		6,800円/月	
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）		5,000円/月	
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）		2,500円/月	
緊急時訪問看護加算	月14日目まで（1日1回）	2,650円/日	
	月15日目以降（1日1回）	2,000円/日	
乳幼児加算 （1日につき）	厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円/日	
	上記以外の場合	1,300円/日	
複数名 訪問加算	看護師、PT、OT、STによる同行（週1日まで）		4,500円/回
	その他職員 （週3日まで）	1日に1回	3,000円/回
		1日に2回（厚生労働大臣が定める場合）	6,000円/回
		1日に3回（厚生労働大臣が定める場合）	10,000円/回
難病等複数回 訪問加算	1日に2回訪問した場合	4,500円/1日	
	1日に3回訪問した場合	8,000円/1日	
長時間訪問看護加算		5,200円/日	
専門管理加算		2,500円/月	
退院時共同指導加算		8,000円/回	
特別管理指導加算		2,000円/回	

退院支援指導加算	6,000 円/回
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月
訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月
ターミナルケア療養費	25,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ※ (月 1 回)	50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料 (I) (月 1 回)	780 円/月

※ 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する事項

当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、月 1 回加算します。医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行います。

- ① 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して 訪問看護・指導を実施しています。
- ② マイナ保険証等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

(2) その他の費用

- ① 保険外のサービス  
利用料は利用者の全額自己負担となります。  
30 分毎…4500 円
- ② 交通費 1km あたり 50 円
- ③ その他 サービスを提供するために使用する、衛生材料及び水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

8. キャンセル料

訪問予定時間 2 時間前までの連絡に対してのキャンセル料は掛かりません。  
 担当者が利用者の自宅に到着した場合は、キャンセル料は利用者負担額の 100%  
 \*利用者負担割合が 0%の場合は、サービス費用総額の 10%に相当する。  
 \*利用者の容態急変等の緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合には不要です。

9. 支払方法

月締めで請求書にてご連絡させていただきます。担当者に直接お支払い下さい。入金後、領収証を発行します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：竹村民江
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。（次項 11「秘密の保持と個人情報の保護」には該当しません）

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12. 苦情申立窓口

- (1) 当事業所 苦情相談窓口（看護師 竹村 民江、作業療法士 吉川 景一郎）  
電話 0745-43-7180

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者および市町村等へ連絡をします。

14. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

三井住友海上（取扱代理店、有限会社 訪問看護事業共済会）  
訪問看護事業者総合補償制度（訪問看護事業者賠償責任保険、管理者・職員傷害保険、  
管理者・職員感染症見舞金補償）

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に  
甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者 株式会社 アイデル

主たる事務所所在地 奈良県大和高田市西坊城 51-1

名称 アイデルリハビリ訪問看護ステーション 印

説明者 氏名 印

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名 印